

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

審査請求代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

[REDACTED]

上記審査請求人が平成28年6月15日付けで提起した、処分庁が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]発第[REDACTED]号で行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく返還額決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

審査請求人が処分庁から受けた法第63条に基づく返還額決定（平成[年]

[月][日]付け[発第[号)]を取り消すとの裁決を求める。

2 事案の概要

本件は、法に基づく保護を受けていた審査請求人が、遺産相続により資力を回復し、相続開始日以降の保護費に過支給が生じたため、処分庁が法第63条による返還額を決定した本件処分について、返還額のうち医療扶助に係る法第63条の返還に基づく取扱いについて事前に十分な説明を受けず、また、返還額の内訳も示されずに行われたとしてこの取消しを求める審査請求をした事案である。

3 前提事実

(1) 当事者

ア 審査請求人

埼玉県[居住地]に居住地を有していた者であって、処分庁から法に基づく保護を受けていた被保護者であったが、現在は、成年後見人である[の]居住地である[転居地]に転居している。

イ 処分庁

[は、法第19条第1項による保護の実施機関であり、処分庁は、同条第4項に基づき、同市長から委任を受けて、同市における生活保護の決定及び実施に関する事務を行う福祉事務所の長である。]

(2) 関係法令等

ア 保護の実施機関による保護の決定及び実施

市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（現に保護を受けているといないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者。法第6条第2項）に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（法第19条第1項）。

処分庁は、上記(1)イのとおり、市長から委任を受けて、法の定めるところにより、保護の決定及び実施に関する事務を行っている。

なお、市が法第19条第1項、第63条（後記ヶ）等の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とされている（地方自治法第2条第9項第1号、第10項、別表第一の「生活保護法」の項）。

イ 保護の補足性の原理

（ア）保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

（イ）法第4条第1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（法第4条第3項）。

ウ 保護の基準及び程度の原則

（ア）保護は、厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う（法第8条第1項）。

（イ）上記基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない（同条第2項）。

エ 保護の種類及び範囲

（ア）保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助である（法第11条第1項）。

（イ）前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる（同条第2項）。

オ 生活扶助

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる（法第12条）。

一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

二 移送

カ 医療扶助

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に對して、次に掲げる事項の範囲内において行われる（法第15条）。

一 診察

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

キ 相続の開始原因及び一般的効力並びに遺産の分割の効力

（ア）相続の開始原因

相続は、死亡によって開始する（民法第882条）。

（イ）相続の一般的効力

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条）。

（ウ）遺産の分割の効力

遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる（民法第909条）。

ク 保護の廃止

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。

（ア）保護を廃止すべき場合

保護を廃止すべき場合については、処理基準（厚生労働大臣がその所管する法に係る都道府県及び市町村の法定受託事務（上記ア参照）の処

理について、都道府県及び市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(地方自治法第245条の9第1項及び第3項)として、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「課長通知」という。)の間(第10-12)があり、これによれば、保護の廃止を行う場合の取扱い基準は次のとおりとされる。

(1) (略)

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する認められるとき。

ケ 費用返還義務

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

(ア) 保護費の返還についての判断に当たり考慮すべき要素として、法を所管する厚生労働省が示した解釈基準として、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(この事務連絡を掲載した公刊物として『生活保護手帳別冊問答集』がある。以下「課長事務連絡」という。)の間13-5(法第63条に基づく返還額の決定)があり、法第63条に基づく返還額の決定について、次のとおり解すべきものとされている。

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。しかしながら、保護

金品の全額を返還額とすることが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲内で本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。

(イ) また、課長事務連絡の問13-6（費用返還と資力の発生時点）では、被保護者が財産を相続することとなつたが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合の資力の発生時点について次のとおり解すべきものとされている。

相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなつた財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。

(ウ) さらに、課長事務連絡の問11-4（医療扶助と法第63条の適用）では、医療扶助と法第63条の適用について、次のとおり解すべきものとされている。

(問) 医療費の支払い困難を理由として保護申請があつたが、調査の結果、保有が認められない土地（処分価値は高い）を保有していることが判明した。本人に事情を聴取したところ売りに出しているがなかなか買ひ手が現れないとのことであった。

急迫保護として法第63条の適用を前提として保護を開始することも可能な状態であるが、本人は国民健康保険に加入しており、生活保護を適用すると10割額の医療費相当の保護費を返還させることとなることから、かえって本人の自立を損う場合もあると考えられる。

このような場合はどのように取り扱うべきか。

(答) 法第63条の適用を前提に保護を開始した場合、資産売却時にそれまでに受給した保護費全額が返還させるべき保護費の対象となるが、国民健康保険に加入していれば高額な医療費が必要となっても自己負担は高額療養費自己負担限度額までである。

したがって、設問のような場合はお見込みのとおり、生活福祉資金制度等を活用することによって保護を受ける必要がなく、また、その方が本人の自立に役立つ場合が少なくないと思われる。

しかし、やむを得ない事情により保護を必要とする場合には、とりあえず保護を行い、しかる後法第63条によって費用の返還を求めることとなるが、この場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し事前に理解を得ておくことが適当である。

コ 審査請求の審査庁

法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする(法第64条)。

サ 不利益処分の理由の提示

行政手続法(平成5年法律第88号。以下「行手法」という。)第14条は、その第1項において「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と規定し、また、同条第2項において「行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。」と規定し、さらに、同条第3項においては「不利益処分を書面でするべきときは、前二項

の理由は、書面により示さなければならぬ。」と規定している。

行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならぬとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政手続の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨と解される。

そして、どの程度の理由を提示すべきかについては、当該処分の根拠法令の規定の内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定されることになるが、単に根拠規定を示すだけでは不十分であり、どのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用して当該処分が行われたかについて相手方が十分認識し得る程度に示すことが必要であるとされている。

そして、このような理由の記載を欠く場合は、実定法上その処分の適法性が肯定されると否とにかかわらず、当該処分自体が違法となり、原則としてその取消事由となる（仮に取り消した後に、再度、適正手続を経た上で、同様な処分がなされると見込まれる場合であっても同様である。）。

（最高裁判所平成23年6月7日第3小法廷判決民集65巻4号2081頁、同昭和60年1月22日第3小法廷判決民集39巻1号1頁、同昭和38年5月31日第2小法廷民集17巻4号617頁参照）。

また、同項ただし書において「理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」とは、「差し迫って処分を行う必要があり、理由を把握し、提示していくは対策をとるのが遅れ又は状況を悪化させる」ような場合であり、このような場合は、同条第3項の規定により「処分後相当の期間内に、理由を示さなければならない。」とされている。

（3）前提事実

- ア 審査請求人の[]である[]が、平成[]年[]月[]日に死亡した。
このことに伴い、審査請求人が財産を相続することとなり、遺産分割協

議が行われることとなった（甲1-1の1ページ、乙1）。

イ 審査請求人の■で、審査請求人代理人である■（以下「審査請求人代理人」という。）が、同年10月20日、処分庁に来所し、紙おむつ代（同年8月分）に係る保護変更申請書（一時扶助費としての紙おむつ代の支給申請。以下、同じ。）を提出した。その際、審査請求人代理人から処分庁に対して、審査請求人の■が亡くなり、遺産の相続が発生する旨の話があった。処分庁は、審査請求人代理人に対して、相続が発生した場合、保護費の返還が生じることを伝えた（甲1-1の1ページ、乙1）。

ウ 審査請求人代理人が、同年11月12日、処分庁に来所し、紙おむつ代（同年9月分）に係る保護変更申請書を提出した。その際、審査請求人代理人から処分庁に対して、相続手続の進捗状況について報告があり、建物等の処分費用によっては、相続財産は残らず、相続放棄も視野に入れていること及び他の相続人からの同意が得られず、すぐには相続が成立しない状況であることの説明があった。処分庁は、保護費の返還について説明し、相続手続に進捗があれば報告するよう指導した（甲1-1の1ページ、乙1）。

エ 審査請求人代理人が、同年12月15日、処分庁に来所し、紙おむつ代（同年10月分）に係る保護変更申請書を提出した。その際、審査請求人代理人から処分庁に対して、相続手続の進捗状況について報告があった。審査請求人代理人からは他の相続人から預金のみを相続したいとの申し出があり、審査請求人が不動産のみ相続することも考えられ、その場合は不利益を被るだけなので相続放棄を申し立てる予定との話があった。処分庁からは相続が発生した場合は、保護費の返還が生じることを伝えた（甲1-1の2ページ、乙1の1ページ）。

オ 審査請求人代理人が、平成28年1月8日、処分庁に来所し、紙おむつ代（平成27年11月分）に係る保護変更申請書が提出された。その際、審査請求人代理人は、処分庁に対して、遺産分割手続の進捗状況について報告し、被相続人の遺産目録（甲8）、債券残高証明書（甲9、乙10）及

び預金残高証明書（甲10、乙11）を提示した。また、審査請求人代理人は、処分庁に対して、平成■年■月■日に遺産分割協議が行われるので、そこで合意に至れば保護を廃止してもらいたい旨を伝えた。処分庁は、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となること、入院費用は月額40万円くらいで既に120万円くらいになっていること及び保護廃止が遅くなると返還額が高くなることを説明した（甲11の2ページ、乙1）。

カ 審査請求人代理人は、同年1月12日、処分庁に対して、遺産分割協議が不調であったため、このまま保護を継続したい旨を伝えた（甲11の2ページ）。

キ 審査請求人代理人は、同年2月22日、処分庁に対して、遺産分割協議が成立したとの報告を行い、保護を廃止してほしい旨を伝えた。

処分庁は、審査請求人代理人に対し、相続財産に係る入金が金融機関にあつたことをもって保護を要しなくなった日となるため、預金通帳を持参し提示するよう指導した（甲11の2～3ページ、乙1の2ページ）。

ク 処分庁は、同年3月15日、審査請求人代理人が来所したので、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となること、また、本日までの返還額は、合計で200万円を超えていることの説明を行った。審査請求人代理人は、処分庁に対して、医療扶助に係る返還額が高額となることから、保護の廃止を早めてほしいと要望した。処分庁は、保護の辞退という方法もある旨の助言を行ったところ、審査請求人代理人は、辞退届を提出する意向を示した。その際、審査請求人代理人がはじめに保護の廃止を申し出た同年■月■日付けの辞退を認めてもらいたい旨主張したところ、処分庁から原則として辞退届提出日が保護の廃止日になる旨の回答があった。審査請求人代理人は、再度、処分庁に対して、遺産分割協議が成立した同年■月■日付けの辞退を認めてもらいたい旨要望した（甲11の3ページ、乙1の2ページ）。

ケ 処分庁は、同年■月■日、辞退という形式を探らず、保護の廃止を行

うことを決定した。本来であれば相続財産に係る金融機関からの入金を待つて保護を廃止するところであるが、遺産分割協議の成立（乙6）をもつて、同年[月]日[日]付で保護を廃止（乙7）とすることとした（甲11の4ページ、乙1の2～3ページ）。

コ 処分庁は、同年[月]日、審査請求人あてに「保護廃止決定通知書[発第[号。甲5、乙7)]」を送付した（甲11の4ページ）。

サ 法第63条による返還額決定（本件処分）

処分庁は、同年[月]日、医療費の金額が確認できたため、審査請求人あてに「生活保護法63条による返還について（通知）[発第[号。甲1、乙8。以下「本件処分通知」という。]」を送付した。

本件処分通知には、「下記のとおり生活保護法第63条の規定に基づき返還額を決定しました。については、別添納付通知書により納入してください。」とされ、次のように記載されていた。（甲1、乙8）

1 返還金額

2,340; 183円

2 返還理由

遺産相続により、資力が発生したため。

3 返還の方法 期限等

(1) 方法 納入通知書による振込

(2) 期限 納入通知書に記載された期日

(3) 場所 納入通知書に記載された金融機関

なお、医療費の金額は、医療機関からの診療報酬の請求があつてはじめて確認できるものであり、平成29年1月分及び2月分の金額が判明したのは、平成29年5月10日であった。

シ 審査請求人代理人は、本件処分通知を受けて、処分庁に対して返還金額の内訳を示すよう要望した。処分庁は、この要望を受けて、返還金額の内訳書を審査請求人代理人に提出した（甲2）。

この内訳書に示された返還金額の内訳は次のとおりであった。

生活扶助費

(内訳) 平成27年 9月分 (日割り3日分)	[REDACTED] 円
10月分	[REDACTED] 円
11月分	[REDACTED] 円
12月分	[REDACTED] 円
平成28年 1月分	[REDACTED] 円
2月分	[REDACTED] 円
生活扶助費 計	[REDACTED] 円

一時扶助費（生活扶助費）

(内訳) 平成27年 9月分	—
10月分	—
11月分	—
12月分 紙おむつ (9月分、日割り3日分)	1, 650円
期末一時扶助	11, 390円
平成28年 1月分 紙おむつ (10月分)	16, 500円
2月分 紙おむつ (11月分)	16, 500円
一時扶助費（生活扶助費） 計	46, 040円

医療扶助費

(内訳) 平成27年 9月分 [REDACTED] 病院 (日割り3日分)	39, 685円
10月分 [REDACTED] 病院	414, 380円
11月分 [REDACTED] 病院	531, 730円
12月分 [REDACTED] 病院	418, 830円
[REDACTED] 歯科	40, 550円
平成28年 1月分 [REDACTED] 病院	418, 830円

2月分	病院	279,130円
	歯科	16,710円
医療扶助費	計	2,159,845円
	総合計	2,340,183円

ス 本件審査請求の提起

審査請求人は、同年6月15日、埼玉県知事（前記(2)コ参照）に対し、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

4 爭点

- (1) 本件処分の通知書面における理由の提示に、本件処分を違法とする不備があるか（理由の提示の不備の有無）。
- (2) 本件処分は医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについて事前に十分な説明がなされず、保護の廃止が遅れた結果行われた違法又は不当なものであるか（法第63条の返還の取扱いについて）。

第2 審理関係人の主張の要旨

本件の争点は、前記第1の4のとおりと解されるところ、当事者の主張は次のとおりである。

1 争点(1)（理由の提示の不備の有無）について

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は、平成[]年[]月[]日付けの本件処分通知の送付を受けたが、同処分通知には、返還金額2,340,183円、返還理由として遺産相続により資力が発生したためとしか記載されておらず、返還金がどのような内容のものかを知ることができなかった。

イ このため、本件処分通知を受けた後、処分庁に対して、返還額の内訳を示すよう要望したところ、同年6月1日に内訳書が提出された（甲2）。

ウ このような高額な金額の返還を義務付けているにもかかわらず、本件処分通知には、返還額の内訳などが示されておらず、処分庁は、審査請求人

代理人が要望して初めて内訳書を提出している。処分庁の対応はあまりにも権威的である。

エ 以上のとおり、本件処分の通知書面には、返還額の内訳等その内容が示されておらず、その理由の提示に不備があることから取り消されるべきである。

(2) 処分庁の主張

ア 処分庁は、平成28年1月8日、審査請求人代理人に対して、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となること、入院費用は月額40万円くらいで既に120万円くらいになっていること及び保護廃止が遅くなると返還額が高くなることの説明を行った。また、同年3月15日には、返還額の内容について、審査請求人代理人に対して、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となること及び同日までの返還額は合計で200万円を超えていることの説明を行った。

イ また、本件処分後、返還額の内訳を知りたいとの審査請求人代理人の要望を受けて、同年6月1日に返還額の内訳書（甲2）を送付している。

ウ 以上のとおり、処分庁は、審査請求人に対して、医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについての説明とともに、事前に返還額の状況について説明を行った上で本件処分を行っており、また、その後、審査請求人の求めに応じて返還額の内訳も示している。

2 争点(2)（法第63条の返還の取扱いについて）について

(1) 審査請求人の主張

ア 法第63条の保護費の返還について、厚生労働省の公式解釈では、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となるとされているが、同時に「本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し、事前に理解を得ておくことが適当である。」とされている。

イ 審査請求人は、平成■年■月■日、■が死亡したことにより財産を相続することとなったが、審査請求人代理人は、同年10月20日、処分

庁に対し、このことを報告した。その後、一時扶助費としての紙おむつ代の支給申請のために、毎月のよう処分庁に出向いて、相続手続の進捗状況について報告しているにもかかわらず、処分庁からは相続が発生した場合には、保護費の返還が生ずるとの簡単な説明があつただけであった。

ウ 審査請求人代理人が医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについて詳しく説明を受けたのは、平成28年3月15日に処分庁と面談した際であつた。

エ 審査請求人代理人は、同年28年1月8日、[■]月[■]日に遺産分割協議があり、そこで合意に至れば保護を廃止してもらいたい旨を伝えた。

オ その後、審査請求人代理人は、同年[■]月[■]日、処分庁に対して、遺産分割協議が成立したので保護を廃止してほしい旨を伝えたところ、処分庁から相続財産に係る入金が金融機関にあったことをもって保護を要しなくなつた日となるため、預金通帳を持参し提示するよう指導を受けた。

カ しかし、本件のように早めに保護を打ち切った方が、医療扶助に係る返還額が縮小できるような場合には、預金通帳に限定せず、被相続人の相続財産の目録（甲8）や債券、預貯金の残高証明書（甲9、甲10、乙10、乙11）をもって確認する方法もある。結果として、預金通帳の確認が行われることなく、保護の廃止日は、[■]日とされたが、同年1月8日の段階で、遺産分割協議は成立していないものの、相続人は、審査請求人以外は[■]の[■]しかおらず（甲7）、相続財産のうち法定相続分である2分の1は確定していたのであり、遺産分割協議の結果、審査請求人の相続分が増えることはあっても、法定相続分である2分の1以下に減ることはないとだから、上記相続財産の目録などに基づいて、最低生活費の計算はできたはずである。保護の廃止日は、同日とすべきであり、このことを踏まえて返還額を算定すべきである。

キ 以上のとおり、処分庁が医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについてもっと早い段階から審査請求人に対して十分な事前説明を行っていた

ならば、保護の廃止の時期を早めることができ、原則1割負担の後期高齢者医療制度に加入することもできたのであって、処分庁の対応により審査請求人の自立更生が阻害された。本件処分は取り消されるべきである。

(2) 処分庁の主張

- ア 審査請求人代理人は、紙おむつ代の申請のため、相続開始以降、平成27年10月20日、同年11月12日、同年12月15日、平成28年1月8日に処分庁に来所しているが（乙9の1から4まで）、処分庁は、審査請求人代理人の来所時にはその都度、面談により、相続があった場合は、法第63条により当該資力の範囲内で保護金品の返還が生じる旨を説明している。
- イ このうち、同年1月8日の来所時には、審査請求人代理人から相続手続の進捗状況について報告があったことを受けて、処分庁は、医療扶助費に係る法第63条の取扱いについて、「入院費用は10割で返還することとなっている」と、「入院費用は月40万円位で、既に120万円位になっていること及び「生活保護の廃止が遅くなると医療費の返還額が高くなる」ことを説明している。
- ウ また、同年3月15日の来所時には、審査請求人代理人に対して、10割額の医療費相当の保護費が返還対象となること、また、同日までの返還額は、合計で200万円を超えていることの説明をしている。
- エ 上記アからウまでのとおり、処分庁は、医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについて、審査請求人に対して事前に十分な説明を行っている。
- オ また、保護の廃止日についてだが、課長通知によれば、保護が廃止となる場合は、当該世帯における収入の臨時的な増加により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が認められるときである（乙3）。
- カ ここで「保護を要しなくなった状態」の解釈については、臨時的収入が実際に入金され、最低生活に充当されるようになった状態と解するのが妥当である。

キ 審査請求人代理人は、同年1月8日、処分庁に対して「[■]月[■]日に遺産分割協議を行う予定なので、そこで合意に至れば保護を辞退したい」旨の申出を行ったが、同月12日には「遺産分割協議がまとまらなかったので保護を継続したい」旨の申し出を行った（甲11）。

ク 処分庁は、同年2月22日、審査請求人代理人から遺産分割協議が成立（乙6）したので保護を廃止してほしい旨の要望を受けたので、相続財産に係る入金が金融機関にあったことをもって保護を要しなくなった日となるため、預金通帳を持参し提示するよう指導した。

ケ 処分庁が預金通帳の提示を指導したのは、審査請求人の保護廃止後の生活が不安定にならないように配慮し、相続に係る収入が実際に入金され、最低生活に充当されるようになった状態を確認するためである。

コ 審査請求人は、保護の廃止を同年1月8日とすべきではないかと主張するが、上記キのとおり、審査請求人代理人は、同日に処分庁に対して「[■]月[■]日に遺産分割協議を行う予定なので、そこで合意に至れば保護を辞退したい」旨の申出を行った後、同月12日には「遺産分割協議がまとまらなかったので保護を継続したい」旨を申し出ている。その後、処分庁は、同年2月22日まで審査請求人代理人と連絡を取っておらず、この間、審査請求人においては「保護を要する状態」は続いていると考えるのが妥当である。

サ 処分庁は、上記カのとおり、「保護を要しなくなった状態」を「実際に入金があった日」と解していたため、同年2月22日時点においては審査請求人代理人に対して、預金通帳の持参を指導したが、その後、同年3月16日に、本来ならば相続の入金をもって保護を廃止すべきところを、審査請求人の自立更生の観点に立って、例外的措置として保護の廃止日を遺産分割協議が成立した同年[■]月[■]日とすることに決定したものである。

シ 返還額の算定について、課長事務連絡の間（第13-6）（解釈基準）によれば、相続の場合、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発

生時点は、相続が開始された被相続人の死亡時であり、返還額は、原則として保護金品の全額とすべきであるとされていることから、被相続人の死亡時から保護の廃止に至るまで間の保護費の全額の返還を求めたもので、適正に算定されたものである。

ス 以上のとおり、処分庁は、審査請求人に対して医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについて事前に十分に説明を行っており、また、保護の廃止日の決定についても審査請求人の自立更生の観点に立ってこれを行い、適正に算定した金額について返還を求めている。

第3 理由

1 争点に対する判断

(1) 争点(1) (理由の提示の不備の有無) について

ア 処分庁は、平成■■年■■月■■日、審査請求人あてに本件処分通知を送付した（甲1）（前掲事実(3)サ）。

イ 行手法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定し、また、同条第3項は「不利益処分を書面でするべきは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。

ここで不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨と解される。

そして、どの程度の理由を提示すべきかについては、当該処分の根拠法令の規定の内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定されることになるが、単に根拠規定を示すだけでは不十分であり、どのような事実関係に基づき、いかなる法規を適

用して当該処分が行われたかについて相手方が十分認識し得る程度に示すことが必要であるとされている。

また、このような理由の記載を欠く場合は、実定法上その処分の適法性が肯定されると否とにかかわらず、当該処分自体が違法となり、原則としてその取消事由となる（最高裁判所平成23年6月7日第3小法廷判決民集65巻4号2081頁、同昭和60年1月22日第3小法廷判決民集39巻1号1頁、同昭和38年5月31日第2小法廷民集17巻4号617頁参照）。

ウ、そこで、上記イの趣旨を踏まえて本件処分通知を検証すると、同処分通知には、「返還金額；2,340,183円、返還理由；遺産相続により、資力が発生したため」としか記載されておらず（前掲事実(3)サ）、審査請求人が支給を受けたどのような種類の保護費を返還しなければならないのか、また、いつからいつまでの期間の保護費を返還しなければならないのか等返還に係る保護費の内容について審査請求人において十分認識できる程度のものが示されたものとは認められなかった。

エ、本件処分通知は、法第63条による返還についての通知であり、審査請求人に対して返還金の納付義務を課すものである。

このような性質を有する本件処分通知においては、その理由を提示するにあたり、審査請求人が支給を受けた保護費のうち、いかなる保護費を返還しなければならないのかを特定するため、返還に係る保護の種類や当該保護費が支給された期間などその算定根拠等について、審査請求人が十分認識し得る程度の内容を示す必要があるものと考えられる。

オ、また、処分庁は、審査請求人からの求めに応じて、処分後の平成29年6月1日に返還額の内訳書を送付しているが、処分前の同年5月10日には、既に医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）により、医療費の金額を確認しており、これに基づいて[月]日に本件処分を行っている。

行手法第14条第1項ただし書及び同条第2項では、「差し迫った理由」

がある場合は、「処分後相当の期間内」に理由を示さなければならぬ旨が規定されているが、処分庁は、本件処分時において、既に返還を求めるべき保護費の金額を確認しており、処分時においてその内訳等を示せない「差し迫った理由」があったとは認められない。

カ このように処分庁は、処分に当たって提示することが求められる程度の理由について、これを提示することなく、本件処分を行っており、かかる行手法に規定する重要な手続を履行することなく行われた処分は、行手法に違反した違法な処分として取消しを免れないものというべきである。

キ 以上のとおり、処分庁が行った本件処分は、その理由の提示に不備があるものと言わざるを得ず、違法な処分として、その取消しを求める審査請求人の審査請求には理由がある。

(2) 争点(2)（法第6・3条の返還の取扱い）について

争点(1)についての前記(1)により、本件審査請求の裁決に関する判断としては足りることになるが、念のため、紛争の一回的解決に意義があると思われるため、争点(2)について補足的に判断する。

ア 事前説明について

(ア) 審査請求人代理人は、平成27年10月20日、処分庁に対して、審査請求人の■の死亡により、相続が開始され、遺産分割協議が行われることを報告しているが、その際、処分庁は、審査請求人に相続が発生した場合、保護費の返還が生じることを伝えた（前掲事実(3)ア、イ）。

(イ) その後、審査請求人代理人は、紙おむつ代に係る保護変更申請書（一時扶助費としての紙おむつ代の支給申請）のために、同年11月12日、同年12月15日、平成28年1月8日に処分庁に来所している。

処分庁は、審査請求人代理人が来所した際はその都度、相続手続の進捗状況について報告を求め、審査請求人に相続が発生した場合には、保護費の返還が生じる旨を説明した（前掲事実(3)ウ、エ、オ）。

(ウ) このうち、審査請求人代理人が、同年1月8日に来所した際、処分庁

に対して、同月 10 日に遺産分割協議が行われるので、そこで合意に至れば保護を廃止してもらいたい旨を伝えたところ、処分庁は 10 割額の医療費相当の保護費が返還対象となっていること、入院費用は月額 40 万円くらいで既に 120 万円くらいになっていること及び保護の廃止が遅くなると返還額が高くなることを説明した（前掲事実(3)オ）。

(エ) また、同年 3 月 15 日には、処分庁は審査請求人代理人に対して、10 割額の医療費相当の保護費が返還対象となること、また、本日までの返還額は、合計で 200 万円を超えていることを説明した（前掲事実(3)ク）。

(オ) 以上、上記 (ア) から (エ) までのとおり、処分庁は、医療扶助に係る法第 63 条の返還の取扱いについて、審査請求人に対して事前に十分な説明を行っているものと認められる。

イ 保護の廃止日について

(ア) 保護の廃止日についてだが、課長通知によれば、保護が廃止となる場合は、当該世帯における収入の臨時的な増加により、以後おおむね 6 箇月を超えて保護を要しない状態が認められるときであるとされている（課長通知問（第 10-12））。

(イ) ここで「保護を要しなくなった状態」とは、審査請求人の保護廃止後の生活の安定ということを考慮すれば、相続に係る臨時的収入が実際に審査請求人の預金口座等に入金され、最低生活に充当されるようになった状態と解するのが妥当であると考えられる。

(ウ) 審査請求人代理人は、平成 28 年 1 月 8 日、処分庁に来所し、~~●~~ 月 ~~●~~ 日に遺産分割協議が行われるので、そこで合意に至れば保護を廃止してもらいたい旨を伝えた（前掲事実(3)オ）が、同月 12 日には、処分庁に対して、遺産分割協議が不調であったため、このまま保護を継続したい旨を伝えた（前掲事実(3)カ）。

(エ) 審査請求人代理人は、同年 2 月 22 日、処分庁に対して遺産分割協議

が成立したので保護を廃止してほしい旨要請したところ、処分庁は上記（イ）のとおり、相続財産に係る入金が金融機関にあったことをもって保護を要しなくなった日となるため、預金通帳を持参し提示するよう指導した（前掲事実(3)キ）。

（オ）その後、処分庁は、同年3月16日、遺産分割協議が成立した同年[■]月[■]日に保護を廃止することを決定した（前掲事実(3)ケ）。

（カ）審査請求人は、保護の廃止日は遺産分割協議が成立した同年[■]月[■]日とされたが、同年1月8日の段階で、遺産分割協議は成立していないものの、相続人は、審査請求人以外は[■]の[■]しかおらず（甲7）、相続財産のうち法定相続分である2分の1は確定していたのであり、遺産分割協議の結果、審査請求人の相続分が増えることはあっても、法定相続分である2分の1以下に減ることはないのだから、上記相続財産の目録などに基づいて、最低生活費の計算はできたはずであり、保護の廃止日は、同日とすべきであり、このことを踏まえて返還額を算定すべきであると主張する。

（キ）しかし、同日の時点では遺産分割協議は未だ成立しておらず、審査請求人の相続財産に対する権利は確定していないことから、このような状況の下で保護の廃止を行うことは被保護者の生活の安定を損なうおそれがある。また、遺産分割協議が行われた後の同月12日には、審査請求人代理人自らが遺産分割協議の不調を理由に、このまま保護を継続したい旨の申し出を行っており、その後、同年2月22日に審査請求人代理人から遺産分割協議が整ったことについて報告を受けるまで審査請求人代理人からは何らの申し出もなされていない。このため、処分庁としては、同年1月12日から同年2月22日までの間は、審査請求人において「保護を要する状態」が続いているものと判断せざるを得なかつたものと認められる。

（ク）処分庁は、上記（イ）の指導内容を原則としつつも、保護の廃止を遺

産分割協議が整った同年●月●日と決定しているが、これは審査請求人の自立更生の観点に立った措置であると認められる。

ウ　返還額について

(ア)　返還額について、処分庁は、課長事務連絡の問13-6(解釈基準)に従い、相続における法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点を相続が開始された被相続人の死亡時とし、保護の廃止に至るまで間の保護費全額の返還を求めており、適正に算定しているものと認められる。

エ　以上のとおり、処分庁は、審査請求人に対して医療扶助に係る法第63条の返還の取扱いについて事前に十分に説明を行っており、また、保護の廃止についても審査請求人の自立更生の観点に立ってこれを行い、適正に算定された額の返還を求めたものと認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件処分の理由の提示には不備があり、行手法第14条第1項本文に違反すると認められることから、本件審査請求には理由があり、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年11月17日

審査庁 埼玉県知事 上田 清司

